

安心して置き配をご利用いただくための保険の導入

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 衣川 和秀／以下「日本郵便」）、東京海上日動火災保険株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 広瀬 伸一／以下「東京海上日動」）、三井住友海上火災保険株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 船曳 真一郎／以下「三井住友海上」）、損害保険ジャパン株式会社（東京都新宿区、代表取締役社長 西澤 敬二／以下「損保ジャパン」）および JP 損保サービス株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 上條 昇／以下「JP 損保」）は、日本郵便が置き配^{（注1）}により配達した後の盗難に対して、保険金の支払いを行う仕組み（以下「置き配保険」）を構築しました^{（注2）}。

日本郵便は、今後もお客さまの荷物の差し出しやすさや受け取りやすさを追求したサービス改善に取り組んでまいります。

1 背景

日本郵便は、これまでも「身近で受け取り」をコンセプトに、お客さまの利便性向上と併せて再配達削減に取り組んでまいりました。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、非対面でのお受け取りニーズが高まっていることに伴い、置き配に対する注目度も更に高まっている状況です。

一方で、置き配による配達後の荷物の盗難について不安をお持ちの方も多いと認識しております。

そこで、日本郵便および日本郵便の損害保険代理店である JP 損保は、東京海上日動、三井住友海上および損保ジャパンと検討を重ね、このたび、置き配保険を開発し、導入することといたしました。

2 概要

(1) 置き配保険の対象となる荷物

日本郵便との間で事前に合意した荷送人さまから差し出された荷物で、商品を購入した注文者さまからのご指定に基づき置き配により配達されたもの

(2) 置き配保険の内容

別紙のとおり

【注釈】

（注 1）注文者さまがあらかじめご指定された場所（玄関前、置き配バッグ、宅配ボックス、車庫、物置など）に非対面で荷物などをお届けするサービスです。

（注 2）保険の引き受け、保険金のお支払い事務、コールセンターなどの主たる業務を主幹事保険会社の東京海上日動が行い、三井住友海上および損保ジャパンが共同保険割合に基づく保険料の収受および保険金の負担を行う共同保険です。

以上

<参考> 各社の概要



- (1) 名称 日本郵便株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長兼執行役員社長 衣川 和秀
- (3) 本社所在地 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
- (4) 設立年月 2007年10月



東京海上日動

- (1) 名称 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 広瀬 伸一
- (3) 本社所在地 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
- (4) 設立年月 1879年8月

MS&AD 三井住友海上

- (1) 名称 三井住友海上火災保険株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 船曳 真一郎
- (3) 本社所在地 東京都千代田区神田駿河台3-9
- (4) 設立年月 1918年10月



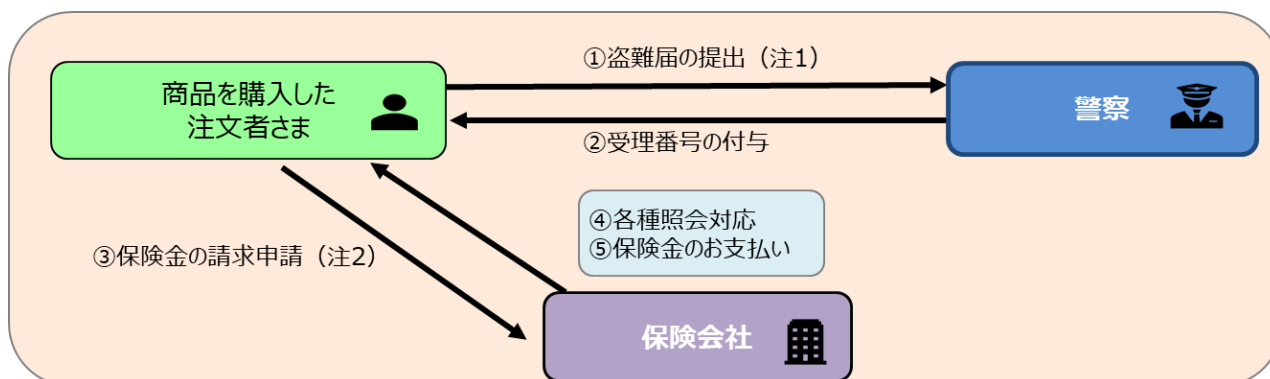
損保ジャパン

- (1) 名称 損害保険ジャパン株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 西澤 敬二
- (3) 本社所在地 東京都新宿区西新宿1-26-1
- (4) 設立年月 1888年10月

【お客さまのお問い合わせ先】
<日本郵便に関する事>
日本郵便株式会社お客様サービス相談センター
<電話番号>
0120-23-28-86 (フリーダイヤル)
携帯電話からご利用のお客さま
0570-046-666
(通話料はお客さま負担です。)
<ご案内時間>
平日：8:00～21:00
土・日・休日：9:00～21:00
※おかけ間違いのないようご注意ください。

置き配保険の内容

1 補償までの流れ



(注1) 保険金の請求には盗難届の受理番号が必要となりますので、警察に盗難届を提出していただく必要があります。

(注2) Web上の保険金請求フォームに必要事項を入力の上、保険金を請求していただきます。

2 概要

項目	内容
引受保険会社	<ul style="list-style-type: none"> 東京海上日動、三井住友海上、損保ジャパンの3社による共同保険です。主幹事保険会社である東京海上日動が代表して保険の引き受けや事故対応を担います。 取扱代理店は、JP 損保です。
補償の対象	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便との間で事前に合意した荷送人さまから差し出された荷物で、商品を購入した注文者さまからのご指定に基づいて置き配により配達されたものです。 置き配を指定した場合、自動的に保険が付保となります。
補償の内容	<ul style="list-style-type: none"> 置き配による配達完了後の盗難による注文者さまの損害を補償し、注文者さまに対して商品の購入代金（送料、消費税および使用ポイント分を含む。）またはお支払限度額のいずれか低い額まで補償します。
置き配保険のお支払限度額	<ul style="list-style-type: none"> 1事故当たりのお支払限度額は、10,000円（送料、消費税および使用ポイント分を含む）です。 保険の適用回数の上限は、1年当たり2回までです。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便が負担しますので、注文者さまのご負担はありません。